

令和6年度歴史資料講座

**野崎武左衛門と福田新田
開発**

令和6年10月12日（土）

倉敷市総務課歴史資料整備室

山 本 太 郎

目次

はじめに

I 福田古新田の開発経緯

II 福田新田の開発経緯

III 柳田村汲五平の新開築立工事

IV 野崎武左衛門の新開築立への参入

V 工事参加者の実施工事の具体像と費用負担

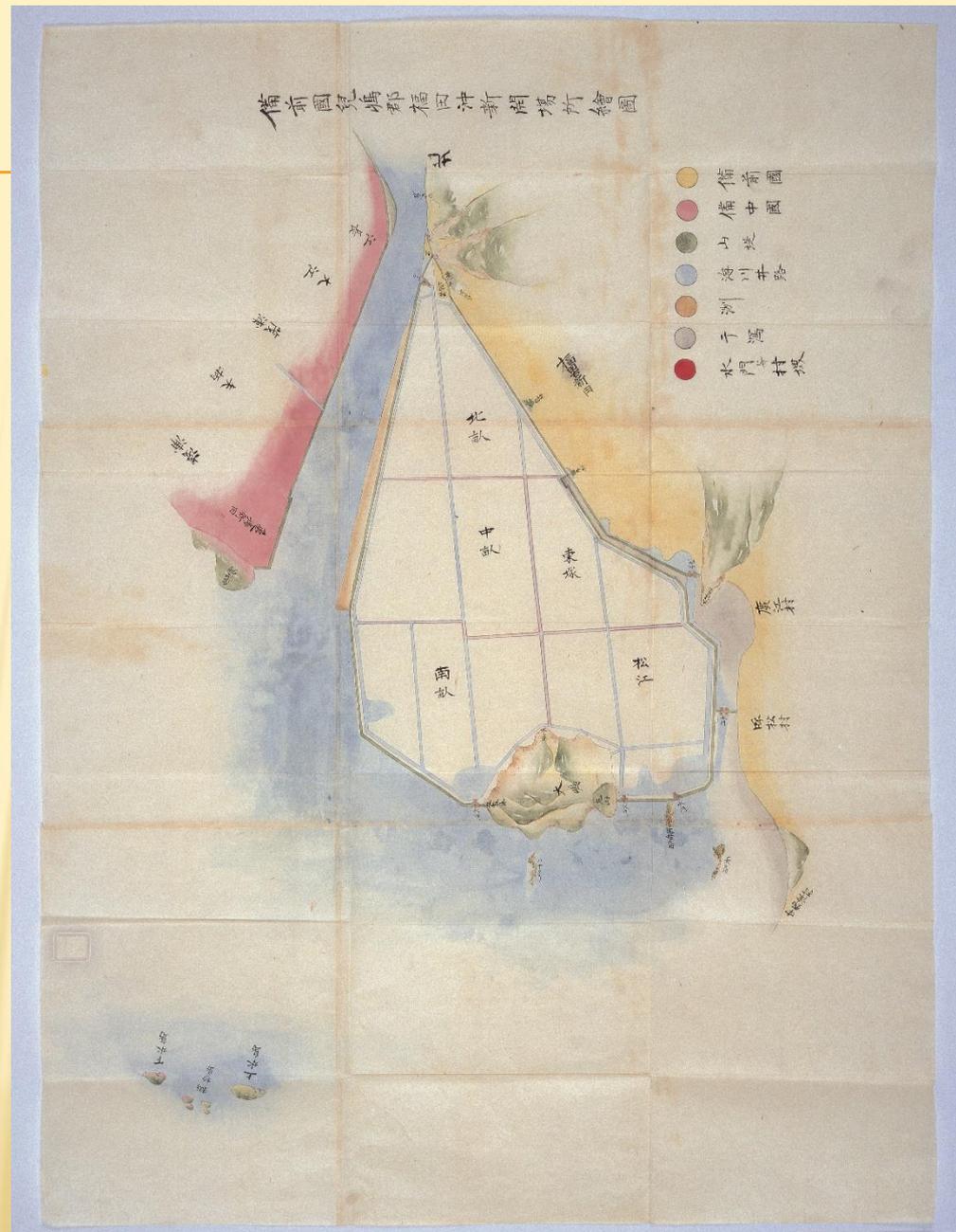
VI 福田新田の土地配分

VII 野崎武左衛門の所持地の変遷と小作地経営

おわりに

はじめに

福田新田開発において、
汲五平と野崎武左衛門に
視点を据え、嘉永元年
（1848）に野崎武左衛門
が汲五平にかわって新開
築立方を命じられた経緯
と、その後の工事全体の中
での各工事参加者が実施
した工事の具体像や費用
負担全体の中での各参
加者の負担の割合、検地
後の土地配分状況などを
一次資料によりできるだけ
明らかにしたい。



I はじめに

出典… 国土地理院撮影の航空写真
(昭和六十年撮影)



はじめに

× 参考文献

- **宮本又久**「児島郡福田新田」（『岡山県農業土木史』第二篇第四章六、岡山県土地改良事業団体連合会、1966年）
- **太田健一**「福田新田の開発と地主制の展開」（『備前児島野崎家の研究』第三編第一章、財団法人竜王会館・ナイカイ塩業株式会社、1981年）
- **菊地利夫**「福田沖新田の開発と地域経済の近代化」（『続・新田開発』第十五章、古今書院、1986年）
- **太田健一**「福田新田の開発と土地分配」（『岡山県史』第八卷近世Ⅲ第四章第一節二、岡山県、1987年）
- **倉地克直**「福田新田」（『新修倉敷市史』第三卷近世（上）第四章第三節三、倉敷市、2000年）
- **國守卓史**「福田新田開発史」（『大岡越前守裁く 福田新田訴訟記』第二章、國守卓史、2001年）
- **東野将伸**「野崎武左衛門の経済・政治活動～地域社会と岡山藩への貢献～」（『近代岡山 殖産に挑んだ人々2』、公益財団法人山陽放送学術文化・スポーツ振興財団、2022年）

I 福田古新田の開発経緯



佐藤毅家文書 21-2-52

I 福田古新田の開発経緯

- × 福田村・宇野津村・呼松村・広江村・浦田村が、東高梁川干潟の新田開発を企画、大庄屋である林村の九郎兵衛に仲間に加わってもらい、九郎兵衛は正徳6年（1716）岡山藩へ新田開発願書を提出した（『新修倉敷市史』第10巻第130号）。
- + 福田村・宇野津村・呼松村・広江村・浦田村は海辺で、漁猟と磯漁で生活してきた。
- + 東高梁川河口なので、年々土砂の堆積で海が埋まり、漁猟や磯漁ができなくなった。
- + 村々は高が少なく人数が多い。しだいに家業も少なくなってきた。
- + 広江村・福田村の磯辺100町ほどを新田にしたい。
- + 五カ村だけでは資力が足りないなので、近村で資金があり田地を望む者へ相談して今春から少しずつでも堤を仕掛ければ今年中にできると思われる。

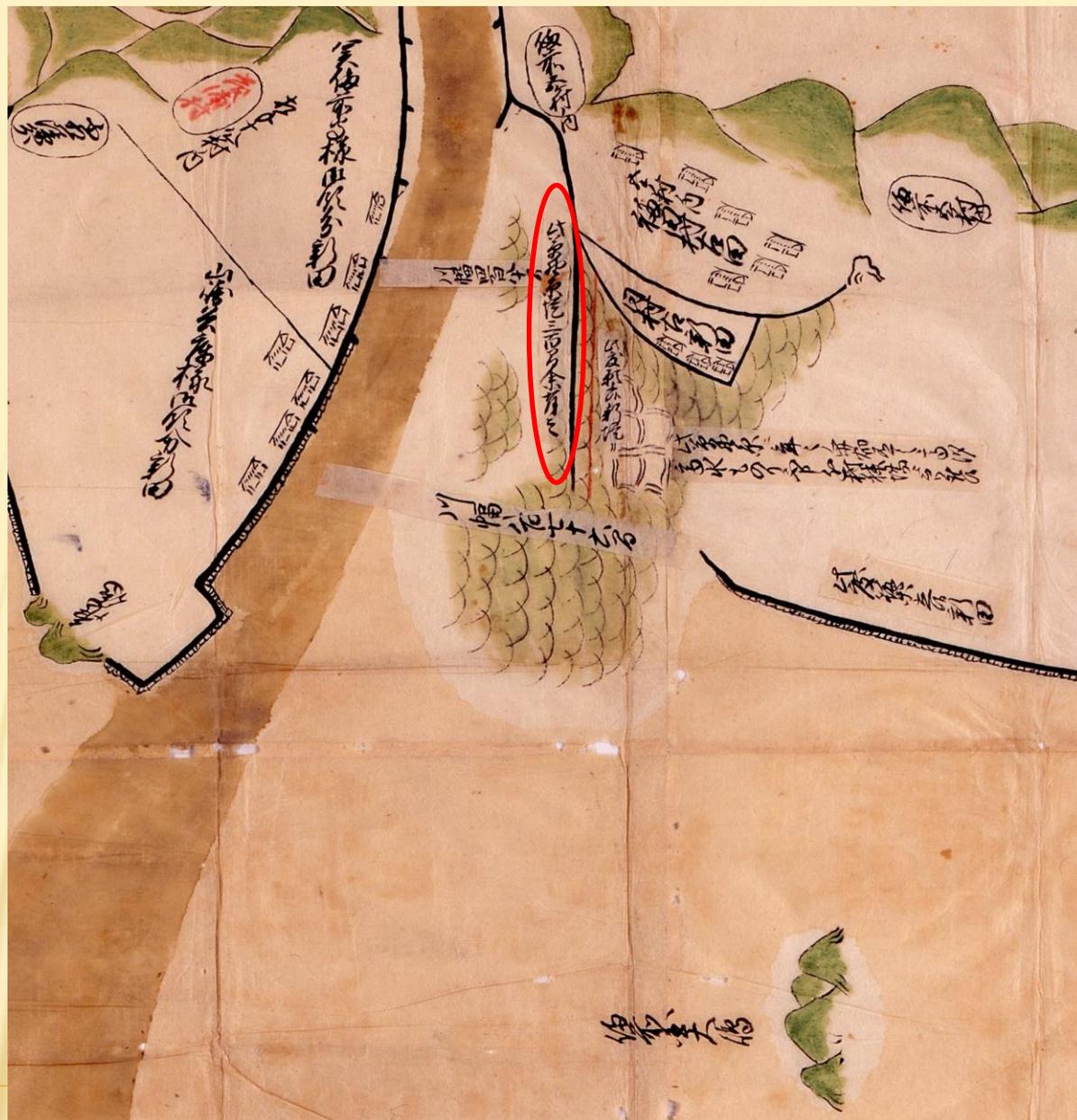
I 福田古新田の開発経緯

- + 潮抜樋・用水樋は、自分たちではでき難いので藩にお願いしたい。
- + 他領の様子を内々に問い合わせしてみたが支障がある様子は聞こえてこない。
- + 新田成就後に10年の鍬下年季（新田開発当初から村高に登録されるまでの年貢免除期間）をお願いしたい。そうすれば夫役銀その他の経費が決済できよう。
- + 用水は東高梁川の水で十分だと思われる。
- + 新田は約100町、高は1300石、免（年貢率）は30%で物成（年貢）は390石の見込み。

I 福田古新田の開発経緯

- ✕ この開発目論見に対して、上流の備中18カ村が、故障を申し立て、享保2年（1717）7月2日に幕府評定所へ訴訟を提起した。
 - + 新田開発を企てている福田村沖は、砂が流出して川口が高く干潟になっている。新しく堤を築くとますます水はけが悪くなり、洪水のときは川の堤が破損する。
 - + 21年以前にも備前領主から新田開発の企画があったが、川上の故障になる村々から断った場所である。

- 幕府評定所での審理は享保3年1月13日から始まった。
 - (備中方) 問題の場所は水尾筋を越えて川中にできた洲で、川除の外堤も7、8年以來新規に築いたものだ
 - (児島方) 従来から福田村・浦田村が牛飼場としてきた草野で、外堤も50年来の牛の道である。
- 幕府の方針は、古田保護・新田抑制



I 福田古新田の開発経緯

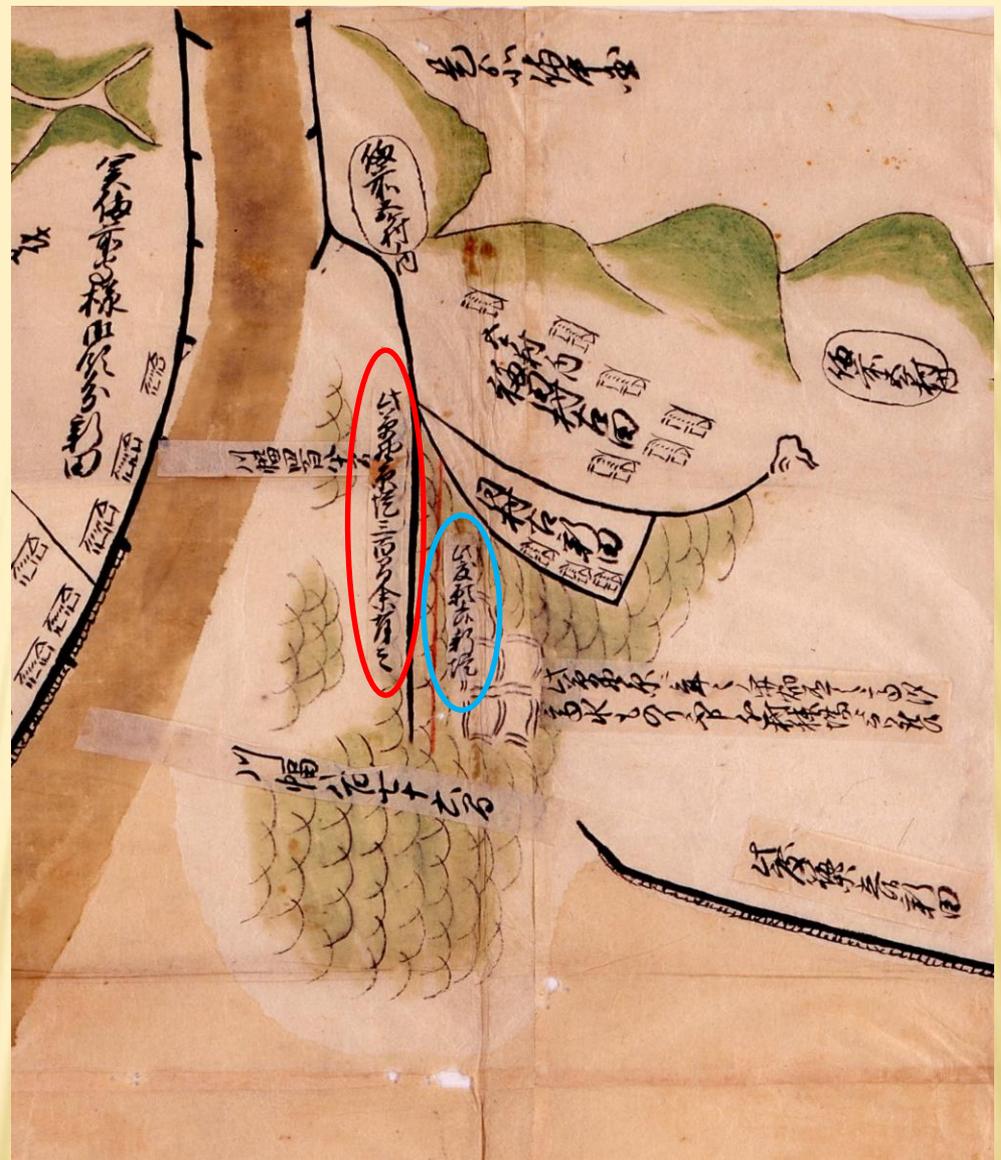
佐藤毅家文書21-2-

I 福田古新田の開発経緯

- × 享保3年2月4日、双方が評定所へ呼び出され、奉行から申渡し。
 - + 新田を取り立てるときには近辺の村々の同意を得て行うべきであるのに、児島方がそれを怠ったのは「不念」であり、備中18カ村が古田に障ると申し立てている以上、新田は認められないから、新堤は早々に取り払うこと。
 - + 草野原の300間余の堤は、児島方は50年来と申し、備中方は7、8年以來と申し双方とも証拠がなく、いずれにも決しがたいので、そのままにしておき、崩れるままにして修復してはならない。
- × (倉敷市所蔵小野家文書19-19「東大川尻児島郡福田村表新田企川上訴訟之請引」、『新修倉敷市史』第3巻p582～584)

享保4年11月、九郎兵衛と福田村など5カ村が追訴（『新修倉敷市史』第10巻第132号）。

- ・ 300間余の草野原堤について、このままでは水除の機能を果たさず古田の障りになるので、その内側に水除堤を築きたい。



I 福田古新田の開発経緯

I 福田古新田の開発経緯

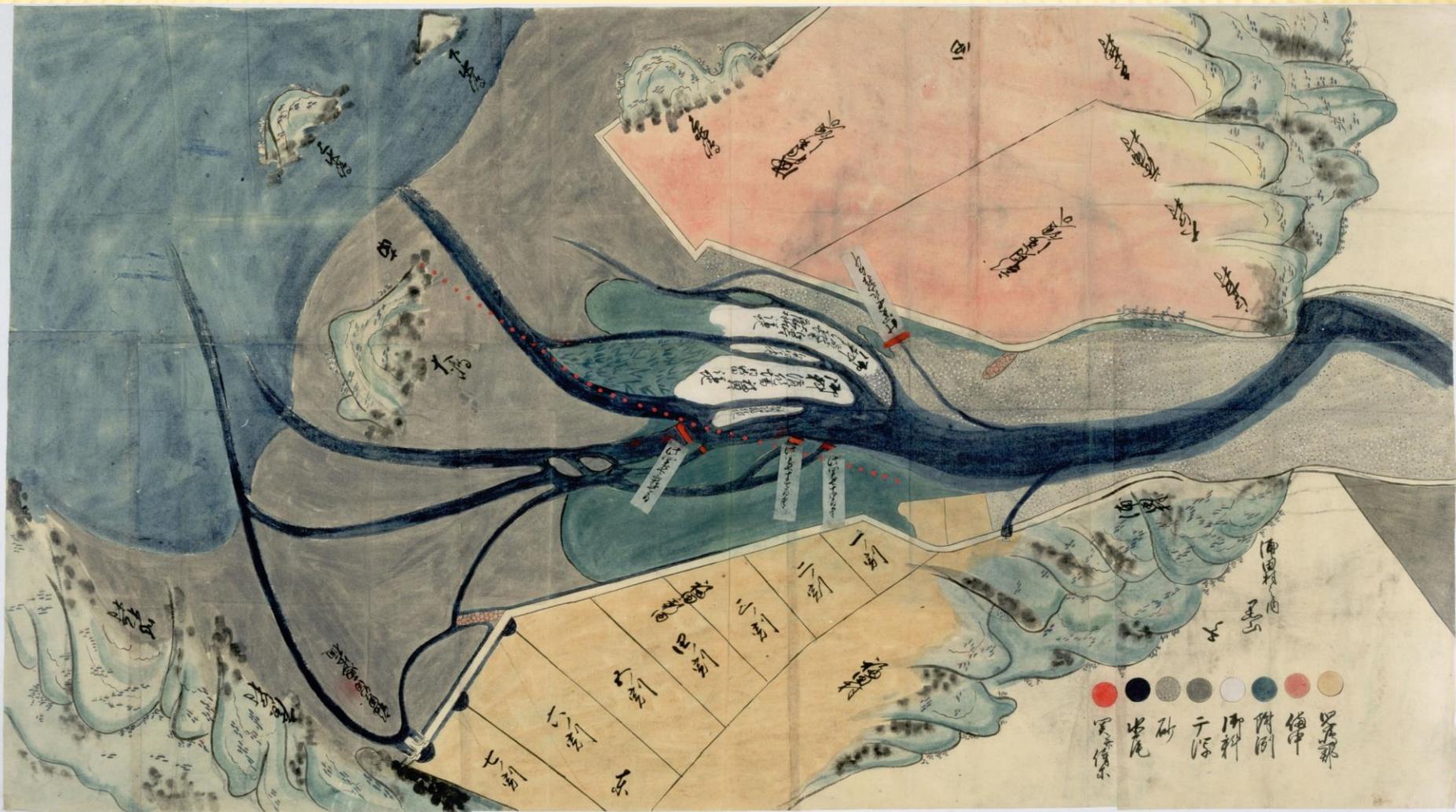
- × 享保8年2月25日、双方の領主の江戸留守居が評定所へ呼び出され、「以前は古田に障りがある新田は許可しない方針であったが、近年は新田は天下のためなので、願い出次第吟味のうてえ許可されるといいう高札が立てられた。よって福田新田も以前の裁許にかかわらず、水吐故障のないところは新田を開発するよう、双方の役人が相談の上、百姓へも国のためと申し聞かせ納得させるように」と命じられた。
- × 享保8年5月11日、最終的に決着をみた双方による取替証文（『新修倉敷市史』第10巻第133号）。→規模は縮小されたものの、児島方による新田開発がついに認められた。

Ⅱ 福田新田の開発経緯



(天明8年7月)

Ⅱ 福田新田の開発経緯



※T2-8-①

高塚原は安永8年（1779）幕府領として開発された流作場（河川の堤外の沿岸や中洲を耕作した土地）

高塚原流作場の川下の附洲の所属をめぐる福田村・福田新田と大江連島村が争い。

文化10年（1813）連島大庄屋西之浦村三宅弥平治の取り扱いで内済。当面する附洲の開発には大江連島村に有利な結果となったが、将来にわたる開発権については福田村側に保証する（『新修倉敷市史』第3巻 p629～630）



岡山大学附属図書館所蔵池田家文庫 T
7-103

Ⅱ 福田新田の開発経緯

Ⅱ 福田新田の開発経緯

- × 文政期に公儀新田（私領の地先に公儀が開発する新田）として興除新田が開発された。
- × 福田村前の附州葭生場は幕府領の流作場もあり、公儀新田として開発することが文政10年（1827）10月に達せられた。
- × 天保5年（1834）倉敷代官役所が見分。
- × 天保7年に岡山藩は新開目論見の書類を幕府へ提出。

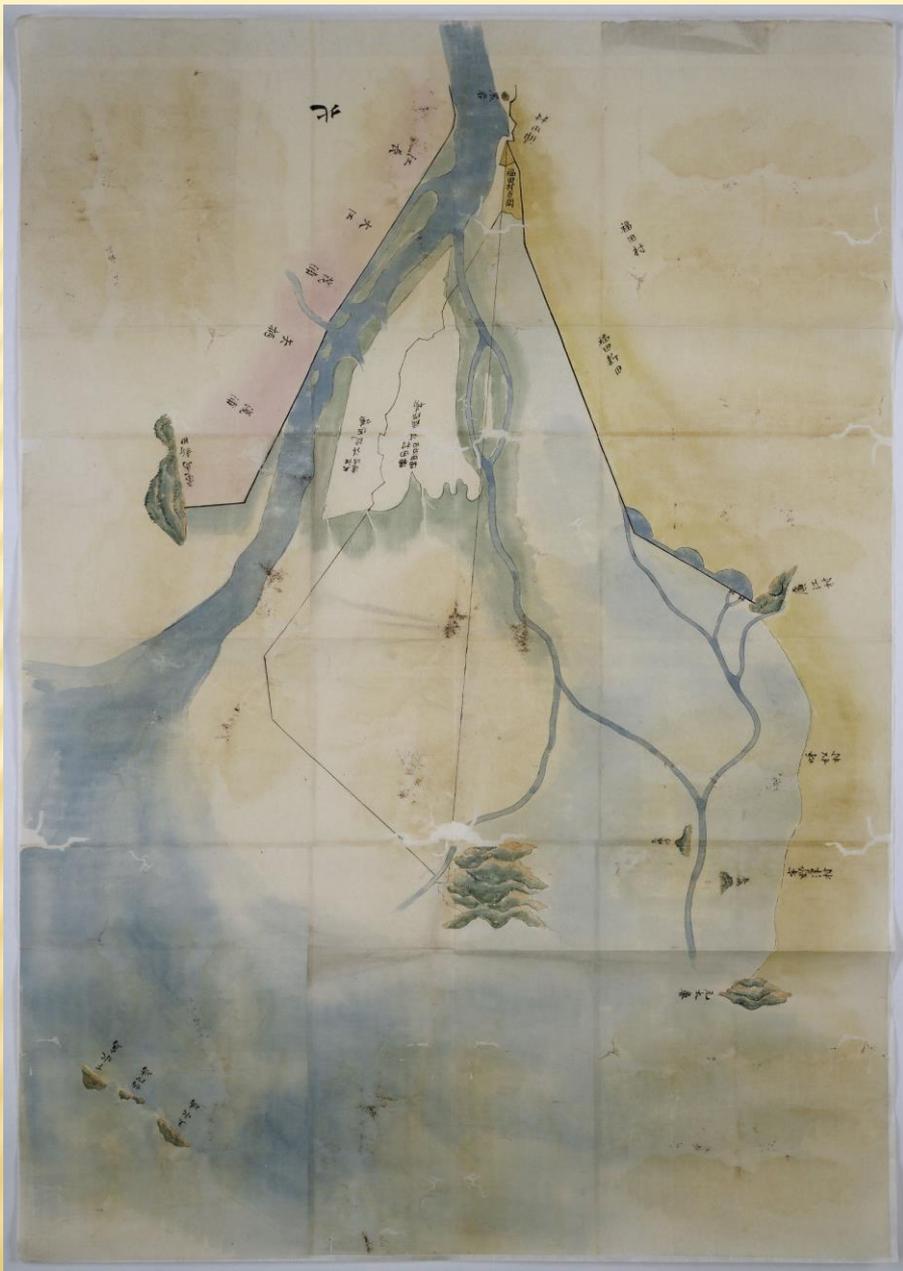
（『新修倉敷市史』第3巻p630～631、第10巻134号）

Ⅱ 福田新田の開発経緯

- × 天保10年（1839）5月23日から7月26日まで幕府の見分役人が派遣された。
 - + 倉敷代官高山又蔵（一行9人）、代官手代（一行7人）、勘定矢都木弥一右衛門（一行8人）、普請役桑田歳兵衛・荻野幸作
 - + 岡山藩からも郡代・郡奉行・郡目付・三宅安太郎（在方下役人）・郡医者など。
 - + 勘定と普請役は7月27日朝倉敷出立、山北村々見分、天城泊。28日興除新田見分、天城泊。29日瑜伽参詣。
- × （佐藤毅家文書 1 - 4 - 5・1 - 4 - 7、
『倉敷市史 第七冊』 p535）

Ⅱ 福田新田の開発経緯

- × 天保10年6月、地元惣代の福田村名主義右衛門・福田新田名主九郎兵衛・広江村名主祐太郎らが岡山藩の郡奉行・郡目付へ嘆願
 - + 文政10年に御達しがあつたが、10年余経過し、今般見分役人がお越しになられ、私共が付き添い案内する。
 - + 国境は浦田村と江長村の大川中央から、備前水島と備中水島の中央の杓島を見通した線であり、浦田村黒岩から杓島を見通し葉付竹傍示を建てられ、備中村々惣代へもしっかり見せた。備中村々惣代は水吐き難渋については訴えたが、国境については少しも申し分なく、児島方の主張通りになった。
 - + 地内境は、福田村古開から呼松村大島西之鼻板敷を見通した線を境として、それより東は福田村外3カ村持ち切りの秣場であり、葎などを肥料に刈っている。浅海干潟の漁場でもあり、漁民はようやく露命をつないでいる。
→ **この地内境より東は公儀新開の対象にならない。**
 - + (『新修倉敷市史』第10巻第134号)



岡山大学附属図書館所蔵池田家文庫 T 2 - 3 6

Ⅱ 福田新田の開発経緯

- × 天保10年7月、地元惣代の福田村名主義右衛門・福田新田名主九郎兵衛・広江村名主祐太郎らが幕府見分役人へ嘆願
 - + 新開計画はできるまでは幕府の名目であるが、備前の境の内はできてから年貢を上納になっても、出百姓らは備前国の国民であり、一円に国政を受けることになる。
 - + 西手大川筋と沖手海面の堤は、大風が強くあたるので丈夫に築く必要があり、莫大な石が必要である。当郡では、石が不自由なので、幕府の新開なら倉敷代官がかかわるので、塩飽島や白石島など幕府領・私領の区別なく、勝手に石をとれるように命じてほしい。
 - + 葭草が生える場所は5カ年鋤下、6カ年から7カ年様子を見て、8年目から定免。荒砂汐地は7カ年鋤下、8カ年から12カ年様子を見て、13年目から定免。
 - + 多分に畑で稲毛は少ないので、金上納にしてもらいたい。
 - + (『新修倉敷市史』第10巻第135号)

Ⅲ 柳田村汲五平の新開築立工事

- ✕ 国境について岡山藩領と公儀（幕府）との見解が違い、備中村々からの故障申し立てに対して一向に解決法が見つからなかったため、新開計画はいったん中止に。
- ✕ 柳田村汲五平が新開引受けを念願、大庄屋八軒屋大塚大吉・天城村足蔵へ相談、国境や附洲流作場の取り払い手段、故障申し立てに対する考えを文書にまとめ、天保11年1月に在方下役人三宅安太郎から岡山藩郡奉行吉田勘左衛門と郡目付原田勝作へ差し出し、3月に倉敷村植田武右衛門と示談した。5月に武右衛門を通じて倉敷代官役所へ伝えた。
- ✕ （国立公文書館所蔵行政文書昭和58大蔵00046100「福田新田開発一条出願書」）

Ⅲ 柳田村汲五平の新開築立工事

× 柳田村篠井家

- + 先祖作太夫が元和年中から柳田村に住居（「福田新田開発一条出願書」）
- + 先祖の篠井作左衛門は児島郡柳田村で百姓
- + 汲五平の祖父市右衛門は明和8年（1771）から寛政9年（1797）まで柳田村名主。
- + 汲五平の父篠井作左衛門は寛政9年に柳田村名主、文化6年（1809）大庄屋、文政元年（1818）に切米30俵2人扶持の在方下役人となった。
- + 作左衛門は、興除新田開発を幕府役人や倉敷代官下役人が見分する接待、興除新田の検地や入植百姓の世話、幕府巡見使の世話、天保10年に福田新田開発を幕府役人や倉敷代官下役人が見分する接待などを勤めた。
- + （岡山大学附属図書館所蔵池田家文庫D3-2959「奉公書」）

Ⅲ 柳田村汲五平の新開築立工事



篠井家墓地



篠井汲五平墓石

Ⅲ 柳田村汲五平の新開築立工事

- × 東松山川の流水をめぐる上流の村々との折り合いは、大庄屋天城村中島富次郎・倉敷村植田武右衛門らを中心に調停。
 - + 天保12年4月、まず「上郷東西村々」との間に、新開地のうち30町歩を堤筋修復手当として故障村々へ渡す。格別難渋の村々のために手当金として1000両を差し出す。
 - + 天保13年4月、大江連島村など川内13カ村との間に、連島流作場潰地ならびに字龍之口から亀島境までの堤筋修復の手当として新開地のうち30町歩を渡す、困堤修復手当として銀120貫目を貸し渡し、半分は5年、半分は10年で返済する、代地30町歩を質にする、利息は年8%という合意が成立した。
 - + (『新修倉敷市史』第10巻137号、『新修倉敷市史』第3巻p632)

Ⅲ 柳田村汲五平の新開築立工事

- × 天保12年（1841）3月22日、郡奉行吉田勘左衛門は大庄屋大吉を呼び、附洲流作取払いのことを、現地を見たうえで書付をまとめ差し出すよう指示した。
- × 汲五平は、「児島郡福田沖御新开築立一条書上」をまとめて岡山藩郡代へ提出。
 - + 新开の大手堤や新田内の道路・水路等は一切請け負う。
 - + 川上村々からの故障申立てに対する手当や川筋の附洲や流作場の土砂の取払いは引き受ける。
 - + 大手水門樋と工事用の杭・胴木、用水路工事費は藩でお願いしたい。
 - + 流作場や附洲切り落としの土砂の取り除きについては、多く残るなら藩で取払いをお願いしたい。

Ⅲ 柳田村汲五平の新開築立工事

- × 岡山藩郡奉行と郡目付からは資金が心配といわれ、汲五平は銀主の引受人を探した。大坂では岡山藩大坂留守居に相談することを郡代の了承を得た。
- × 天保14年（1843）5月、新任の倉敷代官藤方彦市郎が流作場や新开予定場所を見分、岡山藩郡奉行・郡目付が立ち会い。その後藩役人と代官は再三話し合いや書面のやりとりを重ねた。倉敷代官の手代が2度江戸へ出府。
- × 弘化2年（1845）10月19日、江戸から倉敷代官役所へ「御印状」が届いた。岡山藩郡方へ伝えられた。
- × 同年12月4日、岡山藩郡代と郡奉行・郡目付が場所を見分。
- × 汲五平は役人出張の休泊場所も兼ね、呼松村大島へ出張住居を建設。

Ⅲ 柳田村汲五平の新開築立工事

- × 弘化3年（1846）正月3日から汲五平や作配人が仮居へ引っ越し。
- × 同年正月11日、汲五平は倉敷代官藤方に呼ばれ面会「新開一件は数年の間心配していたが、故障問題が解決に向かっており、天保10年の引受とは違い行き届いている。追って成就のうえは、公儀（幕府）にも岡山藩にも**永代国益**勤功は少なくない。いよいよ出精してもらいたい。しかし元来大造なことなのでこのうえ手数も年数もかかるので、壮健でなければ大切な御用を勤めることはできないので、そのことが肝要である」といわれた。
- × その後折衝を経て、同年5月26日、岡山藩の郡奉行と郡目付が倉敷へ出勤し、万事相談が完了したので倉敷代官役所から江戸へ報告された。
- × 倉敷代官藤方は、弘化4年5月23日、倉敷陣屋から江戸へ出発。
- × （国立公文書館所蔵行政文書昭和58大蔵00046100「福田新田開発一条出願書」）

Ⅲ 柳田村汲五平の新開築立工事

× 弘化4年（1847）7月10日、勝手掛老中阿部伊勢守から岡山藩の村上小四郎（公儀使）が呼び出され、用人から次の書付を渡された。

+

松平内蔵頭

+

+ 備前国児島郡福田新田地先附洲貳百

+ 貳拾町歩余之場所新開之儀其方引請

+ 来ル亥年迄五ヶ年二開発致し翌子年

+ 検地御高入与心得を以可被申付候、其節

+ 備中国領分村々改出新田之内を以御引替

+ 可被下候、尤周廻堤町張之上、地所引渡

+ 候筈二付、得其意委細御勘定奉行可被談候

Ⅲ 柳田村汲五平の新開築立工事

- × 弘化4年7月30日、勘定奉行松平河内守から岡山藩の安藤与一左衛門（公儀使）が呼び出され、勘定組頭が次のように言い渡した。
 - + 新開場周廻堤丁張地所引き渡しのため、代官藤方彦市郎を差し遣わすので、諸事差し支えのないよう取り計らうように。
- × 岡山藩は、郡代・郡奉行・郡目付・見積奉行・樋方奉行等新開に対応する体制を整えた。
- × （池田家文庫M1-23「福田沖新開一件」）
- × 同年8月29日、代官藤方は倉敷へ帰陣。
- × 同年9月29日、開発一件は諸事汲五平へ任せられた。
- × （国立公文書館所蔵行政文書昭和58大蔵00046100「福田新田開発一条出願書」）

Ⅲ 柳田村汲五平の新開築立工事

- × 弘化4年9月、汲五平は「児島郡福田新田沖井外四ヶ村前共附洲御新開場周廻堤築立方其外諸入用凡積書上」を岡山藩へ提出（『倉敷市史 第七冊』p541～552）
 - + 周廻堤長6,232間 普請入用費2,542貫余
- × 弘化4年10月8日、代官と手代が現地へ出張し、堤となる場所に丁張りし、地所を岡山藩へ引き渡した。岡山藩からも郡奉行らが出張した。
- × 汲五平は同年11月14日、大島板敷において築初儀式を取り計らい、翌嘉永元年（1848）2月10日から元須賀大手堤、汐垣を築きかけ、4月28日から附洲の取払いにかかった。道口の仁左衛門へ流作場から下の約百町歩を請け負い取りかからせた。
- × （国立公文書館所蔵行政文書昭和58大蔵00046100「福田新田開発一条出願書」）

Ⅲ 柳田村汲五平の新開築立工事

- × 在方下役人の三宅安太郎は、嘉永元年6月、岡山藩へ「御内意口上」を提出
 - + 児島郡福田新田沖附洲新開発は、先だって柳田村汲五平の願いで、浅口郡道口仁左衛門・道口名主俊之助が加わり、大手堤築立てを願い出た。中洲の取り払いが上流の村々第一の要望。大江・連島からも故障の申し出があり、ようやく4月下旬に折り合いが付き、中洲の取り払いにとりかかった。しかし工事は容易ではなく、ことに減水すれば小船でないと取り扱いができず、麦刈・田植え・綿蒔きなど農作業が忙しい時期で、遠方から来た土船は日延べさせなければならず、空しい休息が煩わしくて帰る船もある。
 - + 大手堤は少しの潮間に工事をし、堤を造っているが、工事は延引し、汲五平の資金は前と違い手薄になり、差し支えているとの評判がある。
 - + 何分にも岡山藩が幕府から引き受けた開発なので、延ばすことはできない。汲五平をよく私が糺し、大庄屋3人から銀主を調べたところ、相違ないとの申し出があった。

Ⅲ 柳田村汲五平の新開築立工事

- + 出銀が不足の場合は、地所を売り捌いて充てる。
- + 道口仁左衛門と道口名主俊之助が、流作尻から板敷見当西大手堤まで約800間築き立て、その沖の板敷までを汲五平が引受け築き立てる計画だが、草生場見込畝数が不足しており、仁左衛門が引受普請するなら金銭の見積をした上でなければ出銀は難しいと申し出た。
- + 吉田村六右衛門・尾坂村惣右衛門らの工事は、福田新田前大波止沖堤角から大島北之鼻を見通し、そこから呼松前広江・福田新田水門尻へ築付けるが、金銭の見積をした上でなければ出銀は難しいと申し出たので、汲五平と相談するようになっておいた。砂・芝・杭等を入れる場所で、以前の状態に戻らないよう申し聞かせた。去る6日洪水後見分したが、六右衛門らの申立ても無理はないようにみえる。汲五平と示談のとおり、およそ180町西から六右衛門組の者へ築立させれば、福田新田・広江・呼松あたりで古地に支障がない場所の開発は命じられてよい。

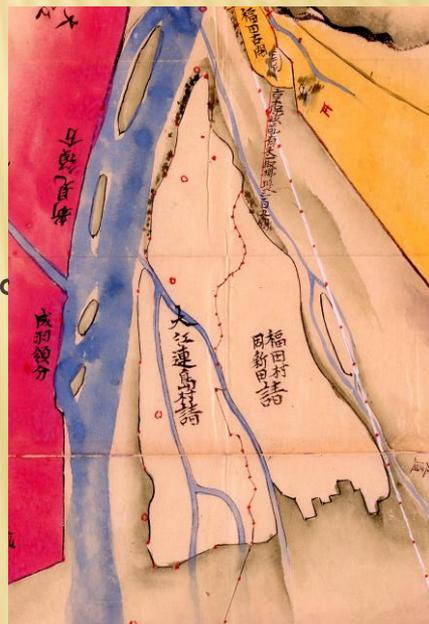
Ⅲ 柳田村汲五平の新開築立工事

- + 大手堤石垣は、大庄屋格野崎武左衛門が近年塩浜の石垣を数多く自分で築き、巧者と聞く。引請大庄屋3人に加え、石築を手抜きや粗末をしないようにさせれば、新开堤のためにもよい。
（→三宅安太郎の進言によって野崎武左衛門は新开築立方後見になった。）
- + これまで30日、60日と渡してきた人夫賃や船賃は、今後日々あるいは5日、3日で渡せば、小前の賃銀が下がってもよく、渡す方も紛らわしくなく、みんな便利になる。
- + （『新修倉敷市史』第10巻第138号）

IV 野崎武左衛門の新開築立への参入

× 三宅安太郎の進言を受けた吉田勘左衛門（郡奉行）・福田甚左衛門（郡奉行）・見戸文左衛門（郡目付）は、早速嘉永元年6月に大庄屋の田之口村難波要右衛門・黒石村善十郎・八軒屋大吉・大庄屋格野崎武左衛門を新開場築立方後見に推薦した。

+ （理由）川筋附洲と流作場を取り払うのが大工事に
なった。それらを取り除かないうちは、新開中へ流
れる水尾筋の締切ができず、上流の村々が故障を申
し立てるので、水尾筋を締め切らないうちは周廻堤
にとりかかれぬ。よって附洲の取り払いが第一の
急務であるが、汲五平一人の力では及ばないと聞く。
附洲流作だけは普請方へ引受け、夫役賃銀は地代銀
の中から渡すように命じてほしい。御普請は大掛か
りな仕事で、銀主対応や夫役賃銀渡しなど多くの仕
事があり、汲五平一人では行き届かないので、引請
の名目はそのまま差し置き、大庄屋の田之口村難波
要右衛門・黒石村善十郎・八軒屋大吉・大庄屋格野
崎武左衛門を新開場築立方後見に任命するようお願い
あげる。銀主駆け引き、賃銭渡しなどは4人の者が
引受け、汲五平が新開築立で入用があるときは、4
人のうちへ申し出、渡させるようにしたい。



佐藤毅家文書
21-24-
7

IV 野崎武左衛門の新開築立への参入

× 野崎家

+ 清和源氏を祖として、かつては多田姓・昆陽野姓を名乗り、多田太郎右衛門（～1564）の代に備前国児島郡味野村に居住するより8代後の武左衛門は、衛門より製造販売で得た資本を足袋の製塩田を築造し、両村の名をとった。その後も備前国南部に塩田業家に成長した。（宮崎健司「野崎家住宅の構成について」旧野崎家住宅W e b サイト）



野崎武左衛門の肖像
（野崎家塩業歴史館所蔵）

IV 野崎武左衛門の新開築立への参入

× 野崎武左衛門

- + 寛政元年（1789）8月1日、備前国児島郡味野村生まれ。
- + 20歳ごろ、足袋製造を開始。
- + 文政10年（1827）味野村・赤崎村沖塩浜新開築立開始。
文政12年、155石余を高入れ。
- + 天保2年（1831）児島郡日比村・向日比村・利生村前塩浜新開築立。34石余高入れ。
- + 天保4年、両所の塩浜を自力で築いて高入れした功績で大庄屋格を拝命
- + 天保9年、児島郡山田村前塩浜新開築立開始。天保12年、200石余を高入れ、村名を東野崎とする。
- + 塩浜築立の功績により弘化4年（1847）9月8日、五人扶持・苗字帯刀を許され、苗字を野崎とした。
- + （岡山大学附属図書館所蔵池田家文庫D3-2980「奉公書」、「松樹繁栄記」『備前児島野崎家の研究』p659～666）

× 野崎家住宅

- + 「天保三辰年太守様御郡廻之節、御小休被仰付」→天保3年（1832）には岡山藩主が休息（主屋が整っていた）
- + 天保9年、長屋門・御成門を建てた
- + 嘉永5年（1852）表書院を上棟
- + 安政3年（1856）～慶応元年（1865）、向座敷を建立
- + （宮崎健司「野崎家住宅の構成について」）



向座敷



主屋



長屋門



表書院

IV 野崎武左衛門の新開築立への参入

- × 嘉永元年（1848）6月27日、大庄屋田之口村難波要右衛門と野崎武左衛門が呼ばれて郡会所へ行くと、吉田様（郡奉行）・福田様（郡奉行）・見戸様（郡目付）から新開築立方後見を命じられた。7月21日、要右衛門と武左衛門が福田新田へ出勤したところ、吉田様・古田様（見積奉行）から、汲五平が約諾した銀主である六右衛門・仁左衛門・俊之介などを呼び、築立にとりかかると命じられた。要右衛門や武左衛門からも度々催促した。一向に取りかかれないので、掛りの大庄屋3人は当惑し、武左衛門へ銀主はないかと尋ねたので、心当たりを先へ相談した。掛りも銀主が整った。そのことと返答するところ、汲五平からの役人が申し上げたことと、申し出たので、8月中旬に3人の銀主ができたことを申し出たので、8月中旬に3人の大庄屋と武左衛門が出府し、銀主を汲五平か武左衛門のどちらへ命じられるのか尋ねたところ、武左衛門へ申し付けるとのことであった。

IV 野崎武左衛門の新開築立への参入

- 郡会所へ3人の大庄屋と武左衛門を呼び、掛り
の役人がそろって築立方を武左衛門へ命じられ
た。8月25日に新開鋤初し、築立へ命じたこと
ろ、汲五平から武左衛門の築立ではとても保て
ない、汲五平の銀主へ命じられたら丈夫に造る
と申し上げた。藩役人は武左衛門を呼び、築立
が粗略で万一破損があれば外聞にもかかわると
お咎めがあったので、大庄屋3人も相談し、改
書面で汲五平へ命じてもらおう願いが出たが、汲
平手の銀主が歩方に加わりたいと天城池田家に
願いが出たのでしかたなく歩方に加えた。汲五平
手者が歩方に加わったので、汲五平とも議定
した。（野崎家文書別蔵3-2-7「御内意書上」）

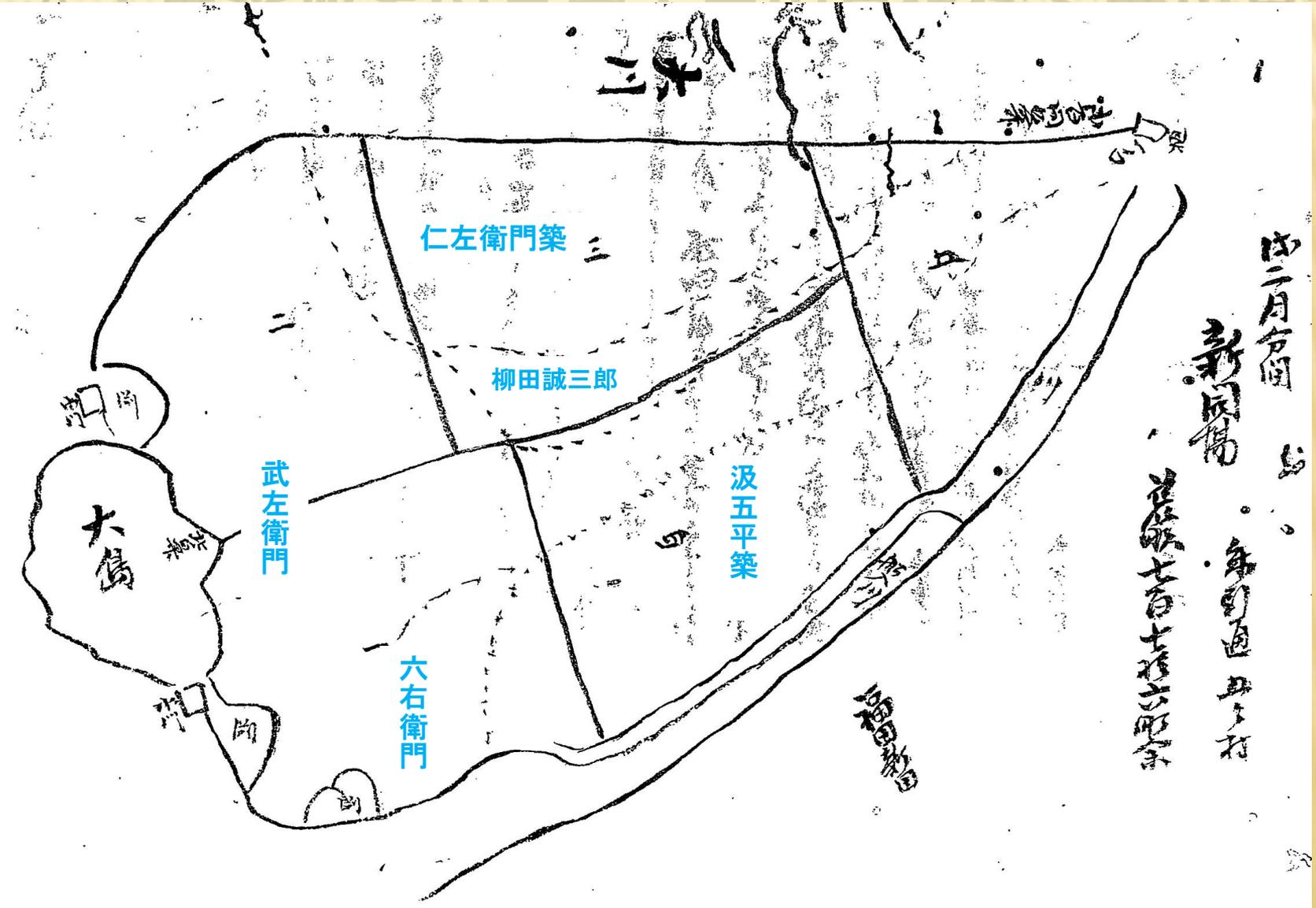
IV 野崎武左衛門の新開築立への参入

- × 嘉永2年（1849）3月、柳田村汲五平と味野村野崎武左衛門が議定書を取り交わした。
 - + 福田沖附洲新開場は汲五平が請負のところ、去申年（嘉永元）御趣意があり、野崎武左衛門へ築立方仰せつけられたので、今般熟談し次のことを取り決める。
 - × 板敷・丸山とも大手堤は武左衛門が引受築立てる。そのため、新開地のうち、汲五平から売払地・流作替地・故障村々への補償分など430町歩を除き、残りは武左衛門が受け取り歩方へ割賦する。
 - × 丸山堤の築立入用銀のうち、汲五平から80貫目を出銀する。
 - × 検地終了後に周廻堤が破損した場合、普請入用は新開惣反別に割賦する。
 - × 板敷から西1100間、丸山から呼松大波戸までの堤は武左衛門が引き受け築立てるので、それ以外の新開入用は武左衛門から出銀に及ばない。

IV 野崎武左衛門の新開築立への参入

- × 福田新田開発に際して堤防築造に関わったのは遠隔地、とくに周防大島や伊予からやってきた石工＝石船であった。集団をなして移動し、それぞれが丁場を請け負っていた。
- × 彼らを野崎家のような開発資本・経営者と引き合わせるものとして、一つには「石船頭」と呼ばれる、配下にたくさん石船を抱える宮浦の八蔵のような地元の請負業者があった。いま一つは移動する石工の頭そのものが請け負うこともあった。
- × 遠隔地からやってきた石工ばかりではなく、地元にとっても船を持っていれば砂や石の運送、場合によっては築き立ても含め雇用の機会になった。船がないものはより単純な人足としての労働の機会もあった。
- × (森下徹「福田新田開発と瀬戸内の石工」『倉敷の歴史』第13号、2003年)

V 工事参加者の実施工事の具体像と費用負担



福田新田築堤図（嘉永3年2月）（中島泰郎家
 文書二七六「新開地処一件掛合書状控」）

V 工事参加者の実施工事の具体像と費用負担

- × 嘉永5年（1852）に岡山藩が幕府勘定所へ新開普請の入用を報告。

大手堤外流作場附 洲取払	銀905,760.9匁	（金15,096両永15文）
大手堤水門石樋	銀3,443,172.81匁	（金57,386両永213文5歩）
沖手用水路樋橋分 木其外	銀271,999.16匁	（金4,533両1歩永69文3歩3厘3毛）
合計	銀4,620,932.87匁	（金77,015両2歩永69文3歩3厘3毛）

- × （『新修倉敷市史』第10巻139号「新開場普請入用金高書上」）

V 工事参加者の実施工事の具体像と費用負担

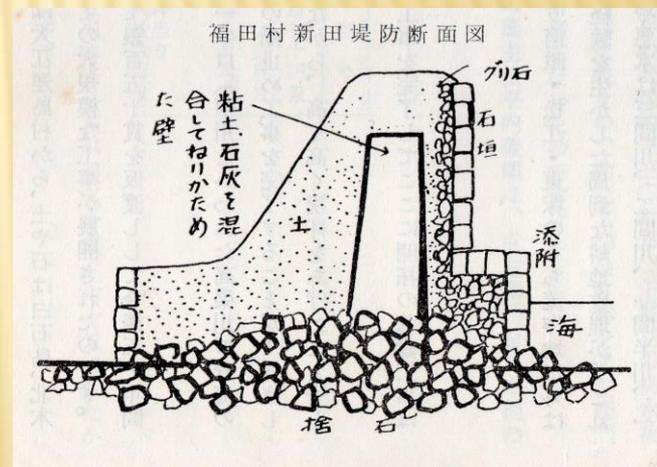
	経費	内容
汲五平請	銀1,087貫余	附洲取払夫役約39万5千人の人夫賃、六右衛門請境より上境川東堤282間築堤
仁左衛門請	銀68貫余	武左衛門請境まで築堤422間
野崎武左衛門請	銀1,973貫余	仁左衛門請堤境より西汐留口まで150間・西汐留口より大島板敷まで938間、丸山より呼松村前角まで392間、呼松前角より六右衛門境まで235間築堤
六右衛門請	銀376貫余	呼松前武左衛門請境より汲五平請境まで1340間築堤
その他	銀1,076貫余	堤破損取繕入用、杭木胴木代等
合計	銀4,584貫余	

(佐藤毅家文書4-2-B-a-50「嘉永五年子五月 福田新田 沖新開周廻堤築立并附洲取払其外品々諸入用取調帳」)

V 工事参加者の実施工事の具体像と費用負担

× 池田家文庫M1-23 「福田沖新開一件」にみる 福田新田の築堤担当

南大手築立人	児島郡大庄屋格 味野村野 崎武左衛門
西大手築立人	備中浅口郡道口仁左衛門・ 同村名主俊之助
東大手築立人	備中吉田村六右衛門が築立 を完成できず、児島郡上村 名主弥太郎・田之口村半左 衛門が引受



野崎武左衛門の福田
新田堤防断面図
（『福田町史』
p21）

VI 福田新田の土地配分

- × 嘉永5年（1852）閏2月15日、阿部伊勢守（老中）へ村上小四郎（岡山藩公儀使）が福田沖附洲新開場ができたことを報告し、岡山藩が単独で検地をしたいこと、備中国領分村々の改出新田のうちから代替地を出すこと、代替地の地所は岡山藩主の永預所とし、無年季定免に願いたいことを伺った。
- × 同年4月14日、すべて伺いのあったとおりに取り計らうよう下知あり。
- × 同年5月27日検地にとりかかり6月14日完了。
- × 同年7月18日、村上小四郎が福田沖附洲新開場検地済の届と「福田新田」とその中の「南畝」・「中畝」・「北畝」の地名を届けた。

VI 福田新田の土地配分

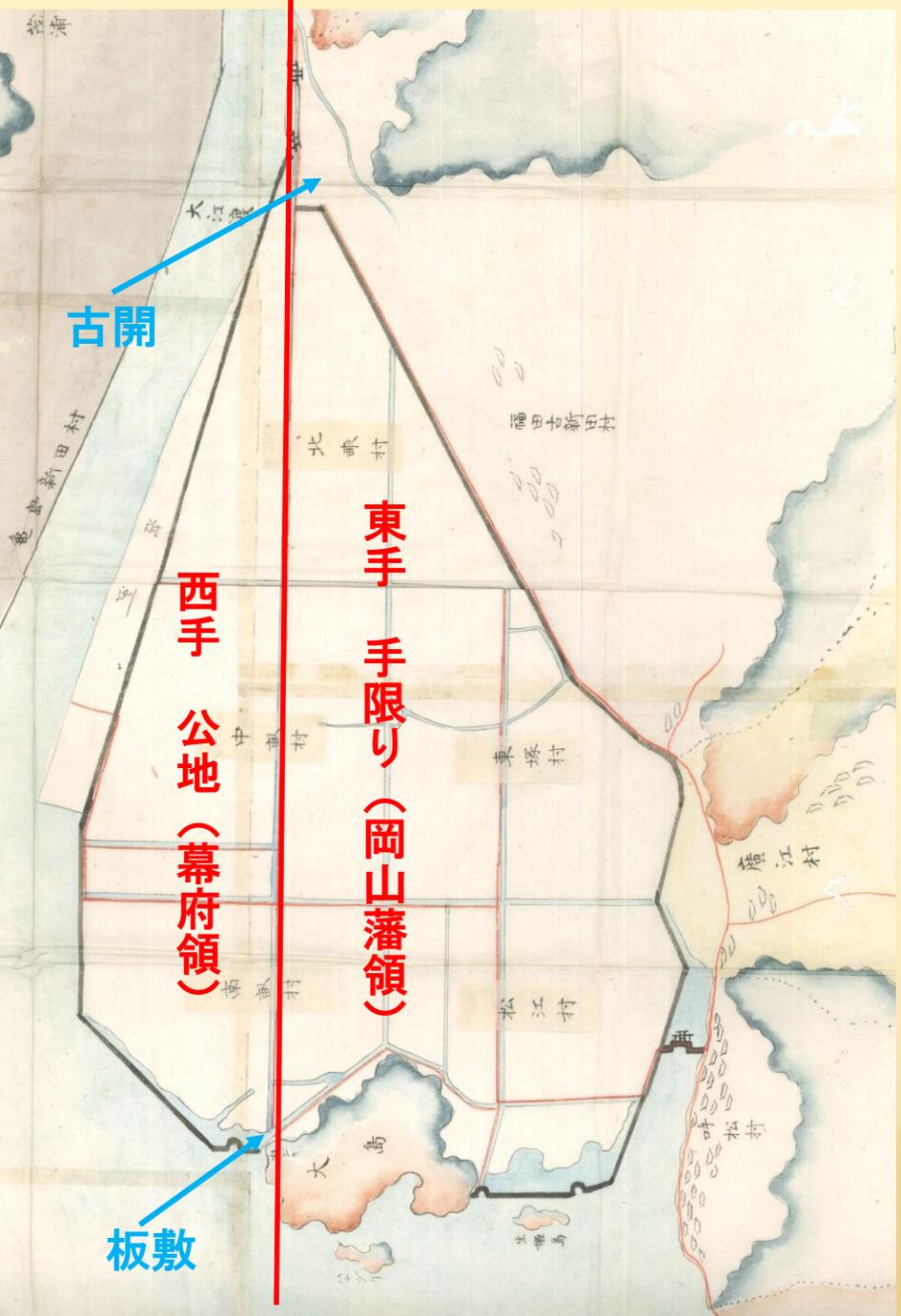
× 出来た田畑

	畝数	高（石）	物成（石）
公地(幕府領)	229町4反9畝6歩	1,221.241	260.968
手限り（岡山藩領）	314町2反8畝6歩	1,871.531	414.386
合計	543町7反7畝12歩	3,092.772	675.356

- × (『池田家履歴略記』 日本文教出版、1963年、p1467～1470)
- × 公畝（検地帳の面積）は543町7反2畝12歩。見面（実際の面積）は2割延の652町5反2畝26歩。うち汲五平引受430町、野崎武左衛門引受222町5反2畝26歩。（野崎家文書別蔵7-4「福田新田築立畝数勘定書出覚」）

西手 179町5反8畝12歩
 東手 364町1反9畝
 東手から西手へ49町9反24歩供出

西手は本来幕府領であるが、一国一円岡山藩主の拝領地なので岡山藩の領地とする。その代わり、1221石余の石高に見合う備中国改出新田の代替地を差し出し、それはただちに藩主の預所とし、定免で幕府へ銀納する。（『新修倉敷市史』第10巻一四〇号）



野崎家塩業歴史館所蔵福田新田絵図

VI 福田新田の土地配分

× 汲五平引受の430町歩の配分

面積	内容
28町5反9畝4歩	古新田流作地替
11町2反5畝18歩	張出し町歩渡し
30町	大江・連島流作地替
30町	上郷故障方渡
15町	植田武右衛門へ渡
127町	六右衛門売請地
40町	四郎右衛門請
60町	仁左衛門請
35町5反	汲五平元須賀売地
37町	場所不極分
10町8反2畝27歩	備中亀島渡
4町8反2畝11歩	汲五平へ渡不足

(『新修倉敷市史』
第10巻142号「福田
新田総勘定裁許書
下」)



汲五平の前売地
299町5反

VI 福田新田の土地配分

× 野崎武左衛門引受の222町5反2畝26歩の配分

割合	面積	配分先		面積
40%	89町1畝4歩半	野崎	野崎武左衛門	61町1反6畝16歩
			小川村浅兵衛・ 味野村又八・ 味野村忠兵衛	27町8反4畝18歩 半
40%	89町1畝4歩半	倉敷	倉敷村の中島屋久 右衛門・大黒屋文 介・中島屋治郎右 衛門	
20%	44町5畝17歩	笹沖	笹沖村の徳四郎・ 四郎右衛門	

× (野崎家文書別蔵7-4「福田新田築立畝数勘定書出覚」、『備前児島野崎家の研究』p359)

VII 野崎武左衛門の所持地の変遷と小作地経営

		野崎家所有地面積（町）					
		北畝	中畝	東塚	南畝	松江	合計
万延元年 (1860)	公畝	13.34	5.54	10.28	49.31	50.63	129.10
	見面	16.30	6.71	12.29	59.34	60.88	155.52

歩以下は切捨て。したがって、計には多少の誤差が生じている。野崎家文書別蔵5-3,5-4,5-15「福田新田小作人所持地印形帳」より作成。



野崎家所有地の地図（大正4年）（野崎家塩業歴史館所蔵）

VII 野崎武左衛門の所持地の変遷と小作地経営

- × 野崎家は、嘉永3年（1850）～同5年に、三間川・二間川・一間半川・一間川の溝を掘削し、歩道を区画し、耕地を分割して地均し工事をし、土地は原則として60間四方に区画し、通観すれば碁盤の目のように区分し、田畑を成就した。その出費は武左衛門の責任で支弁した。
- × 嘉永3年（1850）から漸次田畑が成就し、遠近から小作人が集まり耕作を始めた。野崎も嘉永3年11月から耕作を行わせた。野崎は小作人に対して敷銀を預り、小作米納入の担保とした。その額は、1町歩につき銀500目で、1年から1年半分の小作米に相当した。新開地では、他の小作に比べて小作料の滞納が多いという「悪習」のためであった。
- × 野崎は小作人の一部に対しては、居宅を建造して給付した。また、肥料代・水車代・米麦を貸与するなど保助を加え耕作させた。
- × （倉敷市所蔵社会教育課より移管文書84-2-1-2「福田新田開墾沿革」）

おわりに

- × 福田新田開発において当初築立方に任命された汲五平は、川筋附洲と流作場を取り払うのが予定より大工事となったこと等により、資金繰りが苦しくなった。
- × 野崎武左衛門が嘉永元年に福田新田開発にかかわるようになったのは、塩田開発での石垣築造の実績により、在下方下役人からの推薦があったことによる。資金繰りが苦しくなっていた汲五平にかわって築立方に任命された。
- × 野崎武左衛門は南の大島を中心に東西の大手堤を築いた。新開の工事費全体の銀約4,600貫のうち約2,000貫を負担した。地元の請負業者を介して周防大島から芸予諸島に出自する出稼ぎ石工集団が堤防築造にかかわった。その他、野崎は田畑の溝の開削や区画の整備等も行った。
- × 野崎家は松江と南畝を中心に、福田新田における所持地を増加させていった。